

平成 17 年度国土交通省直轄発注工事等における低入札価格調査対象工事の請負業者等に対する建設業許可担当部局による緊急立入調査の実施状況等について

1. 調査の目的

昨年 4 月の「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策」を踏まえ、低価格入札工事について、建設業法第 19 条の 3 で禁止する「不当に低い請負代金（※1）」の有無を中心として、入札価格と工事原価等との関係、低価格入札が行われるに至った背景、下請業者の雇用保険・社会保険への加入状況等の確認を行うことを目的に実施。

2. 調査対象工事

国土交通省直轄発注工事等で低入札価格調査対象となった W T O 対象工事のうち、特に落札率が低かったもの 9 件。

3. 調査項目

- (1) 元請業者に対する調査
入札価格の決定に至るまでの検討過程、入札価格と工事原価等との関係、下請取引の状況及び下請代金の支払状況等。
- (2) 一次下請業者に対する調査
契約額と工事原価等との関係、元請業者との契約交渉過程、工事代金の請求・入金状況、二次下請業者との契約状況、二次下請業者への工事代金の支払状況、職員の賃金及び社会保険・労働保険の加入状況等。
- (3) 労働者への聞き取り調査
一次下請以下の事業者に属する現場労働者に係る賃金、雇用保険・社会保険等の加入状況等。

4. 調査の実施状況

昨年 7 月～12 月にかけて、9 工事について元請業者からのヒアリング（11 社延べ 15 回）を行うとともに、下請業者による施工が一定程度進捗している 5 工事については、元請業者や一次下請業者の営業担当支店、現場事務所等への立入調査を実施。

- (1) 元請業者に対する立入調査 : 2 社（4 箇所）
- (2) 一次下請業者に対する立入調査 : 6 社（7 箇所）
- (3) 労働者への聞き取り調査 : 38 社（4 現場 78 名）

5. 現時点における調査結果（概要）

立入調査を行った5工事に係る現時点の調査結果の概要は以下のとおり。

（1）入札価格と元請業者の工事原価との関係

ア 入札価格と工事原価等との関係については、入札価格が工事原価未満の額となっているものが3工事、工事原価は満たすものの粗利益率（※2）が販管費率（※3）を下回る水準にあり一般管理費について必要額が確保できていないと考えられるものが1工事、粗利益率が販管費率を上回る水準にあり営業利益ベースでも黒字と見込まれる工事が1工事となっている。なお、調査によって判明した工事原価等の額は、発注部局による低入札価格調査の際に元請業者が明らかとした工事費内訳書の内容とは異なっている。

イ 入札価格が工事原価未満となっている3工事の工事損失額（入札価格－工事原価）は、入札価格の1.6～45.0%となっている。当該工事の元請業者は受注を最優先として工事原価未満の低価格で入札を行ったとし、低価格入札を行った理由としては、①地域のランドマーク的な工事であり営業戦略上受注したい工事であった、②後工事の存在、③入札機会確保のための施工実績の確保、を挙げた。

ウ 入札価格が工事原価以上の額となっている2工事については、施工方法の工夫により工期を相当程度短縮する前提で実行予算等が作成されているなど、標準的な工法を前提としている予定価格とは積算の前提条件が大きく異なっている状況にあった。

（2）下請業者の状況

ア 5工事に係る一次下請6社について、契約額と工事原価等との関係について調査した結果、現時点において、契約額が工事原価を下回っているものは確認されなかった。しかしながら、6社中4社については、工事の粗利益率が販管費率を下回る水準にあるなど、下請契約の額は下請業者にとって総じて厳しいものとなっている。

イ 対象工事の中には、下請工事内容が一部変更されており、元請下請間の契約変更が必要と考えられる事例がみられるが、元請業者は、発注者と元請業者との契約変更等の手続きがなされていないこと等を理由として、下請契約の変更を行っておらず、結果として下請業者の負担の増加が懸念される状況にある。

（3）現場労働者の状況

労働者からの聞き取り調査により、一次以下の下請業者について、労働者の賃金、社会保険、雇用保険への加入状況を確認したところ、賃金について最低賃金を下回るものは確認されなかったものの、社会保険の加入について適正に実施していないおそれがあるものがみられた。なお、今回の立入調査の実施を通告した日以降、調査日までの間に、正社員について雇用保険、社会保険の加入手続きを実施した下請業者もあった。

6. 今後の対応について

調査対象工事については、工事の進捗状況、下請契約状況等を踏まえ、今後も必要に応じて立入調査等を継続して実施していく。

今回の立入調査においては、問題点を早期に是正させるという観点から、調査時において明確となった問題点については、口頭による改善指導を行っているところであるが、今後の調査において違法行為等の事実関係が明らかとなった場合には、建設業法に基づく勧告、監督処分等の措置を講じることとする。

-
- (※1) **不当に低い請負代金**：注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とすることをいう。なお、「通常必要と認められる原価」については、当該工事の工事原価（直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費）に一般管理費（利潤相当額を含まない。）を加えた額をいう。
- (※2) **粗利益率**：ここでは、入札価格（契約額）に対する粗利益（契約額－工事原価。売上総利益ともいう。）の比率をいう。
- (※3) **販管費率**：総売上高に対する販管費（販売費及び一般管理費）の比率をいい、具体的には調査先企業の前年度決算の値により比較した。企業の本業による儲けを示す指標である営業利益は、粗利益から販管費を差し引いて求められるため、一般的に企業が個別取引を行うに際しては、当該取引に係る粗利益率について少なくとも販管費率以上の値とすることが通常となっている。